資料４－５

情報通信審議会　情報通信技術分科会　電波有効利用委員会
「無線従事者制度の在り方検討作業班」
第４回　2026年11月4日(水)

アマチュア無線技士 養成課程
現状・課題・要望

JARD
一般財団法人
日本アマチュア無線振興協会
The Japan Amateur Radio Development Association.

JARD概要

【主な沿革】

- 平成 3年(1991年)8月　財団法人設立→一般財団法人に移行(平成23年(2011年)4月)
- 同年10月　技術基準適合証明に係る指定証明機関→登録証明機関に移行(平成16年(2004年)1月)
- 平成 4年(1992年)4月　保証認定業務開始(JARLから移管)
- 平成 5年(1993年)4月　養成課程業務開始(JARLから移管)←JARLでは昭和41年(1966年)3月から開始

【主な事業】

- アマチュア局に係る無線設備の技術基準の適合証明（登録証明機関）
- アマチュア局に係る技術基準の適合保証（保証の業務を行う者）
- アマチュア無線に関する無線従事者の養成（認定施設者）
- アマチュア無線に関する電波利用秩序の維持への協力

「養成課程」形態

注意：１アマは養成課程適用外(法定)

同時受講型授業
（いわゆる「集合形式」）

JARD
- ４アマ
- ３アマ(4ｱﾏStepUp)
- ２アマ(3ｱﾏStepUp)

随時受講型授業
（いわゆる「ｅラーンニング形式」）

JARD
- ３アマ
- ２アマ(3ｱﾏStepUp)

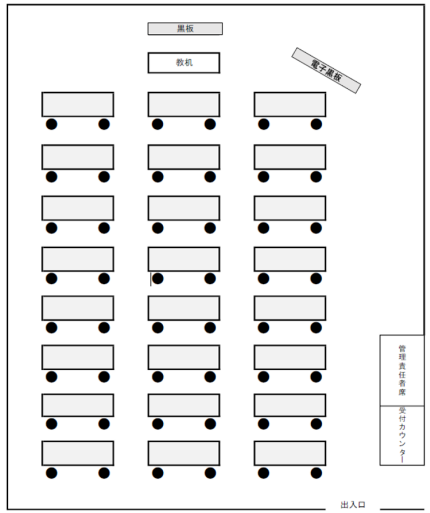
同時・随時受講型授業
（いわゆる「ハイブリッド形式」）

JARD
- ２アマ(3ｱﾏStepUp)

JARD

「集合講習」概要（以下、４アマに特化）

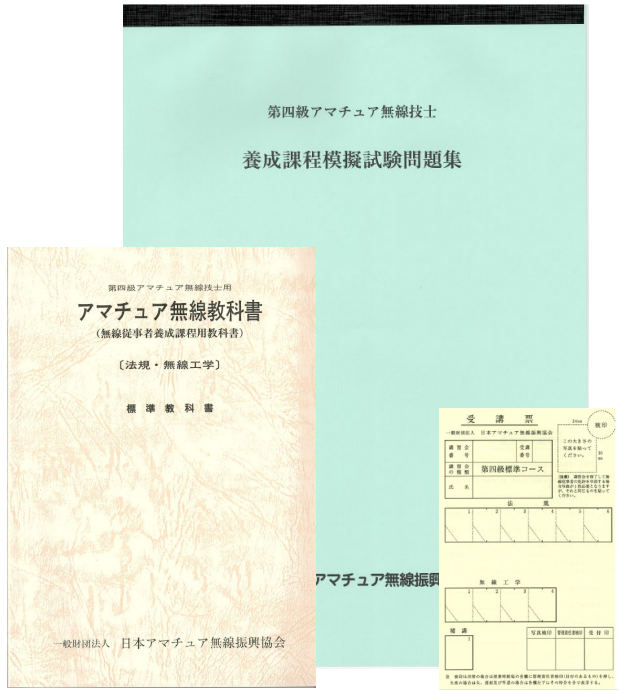
同時受講型授業



例）教室レイアウト

期　日	時　　間	授 業 科 目	担当講師名	備　考
2026/×/×（土）	9:00 ～ 9:30	開講・諸注意	管理責任者	担当講師に事故あるときは当該認定に係る他の講師が代講することがある。
	9:30 ～ 10:30	法　　規	○○　○○	
	10:40 ～ 11:40	法　　規	○○　○○	
	11:50 ～ 12:50	法　　規	○○　○○	
	13:40 ～ 14:40	法　　規	○○　○○	
	14:50 ～ 15:50	法　　規	○○　○○	
	16:00 ～ 17:00	法　　規	○○　○○	
2026/×/×（日）	9:00 ～ 10:00	無線工学	△△　△△	
	10:10 ～ 11:10	無線工学	△△　△△	
	11:20 ～ 12:20	無線工学	△△　△△	
	13:10 ～ 14:10	無線工学	△△　△△	
	14:20 ～ 15:20	補　　講	△△　△△	
	15:30 ～ 15:45	試験・諸注意	試験執行者	
	15:45 ～ 16:45	修 了 試 験	試験執行者	
	※ 補講が実施されない場合は、修了試験を30分繰り上げて実施する。			

例）２日間講習会時間割



４ｱﾏ教材（教科書・問題集・受講票）

JARD

「集合講習」開講周知例①



https://www.jard.or.jp/course/schedule.html

JARD

「集合講習」開講周知例②

【第四級標準コース】

受講料等２６,２５０円（１８歳以下の方は、１４,１５０円）（申込資格：だれでも受講できます。）

開催地	講習会場	期間(2日間)	初日の時間	コース	定員	講習会番号	受付場所	電話番号
東京都 豊島区	ＪＡＲＤハム教室	11月17日・11月18日	09:00-17:10	平日	48	Ａ２６－１２１ネット申込	ＪＡＲＤ　養成部	03-3910-7210
東京都 豊島区	ＪＡＲＤハム教室	11月22日・11月29日	09:00-17:10	日曜日	48	Ａ２６－１２２ネット申込	ＪＡＲＤ　養成部	03-3910-7210
東京都 豊島区	ＪＡＲＤハム教室	12月12日・12月13日	09:00-17:10	土日	48	Ａ２６－１２３ネット申込	ＪＡＲＤ　養成部	03-3910-7210
東京都 豊島区	ＪＡＲＤハム教室	12月26日・12月27日	09:00-17:10	土日	48	Ａ２６－１２４ネット申込	ＪＡＲＤ　養成部	03-3910-7210
栃木県 宇都宮市	パルティとちぎ男女共同参画センター	10月17日・10月25日	09:10-17:00	土日	30	Ａ２６－１６６ネット申込	宇都宮スキルアップ無線クラブ	090-2156-9975
神奈川県 平塚市	平塚商工会議所	11月7日・11月8日	09:30-17:40	土日	52	Ａ２６－１６７ネット申込	（株）桜田商事	0463-33-2266
東京都 奥多摩町	奥多摩文化会館	11月28日・11月29日	09:10-17:10	土日	48	Ａ２６－１７３ネット申込	ハムショップフレンズ	042-555-7058
千葉県 四街道市	鹿放ヶ丘ふれあいセンター	12月5日・12月6日	10:00-18:20	土日	24	Ａ２６－１７２ネット申込	外房ネットワークアマチュア無線クラブ	043-254-4195
埼玉県 吉見町	吉見町民会館	12月12日・12月13日	09:40-17:50	土日	34	Ａ２６－１７１ネット申込	東松山アマチュア無線クラブ　木村方	090-1653-9791
埼玉県 狭山市	狭山市市民会館	12月26日・12月27日	09:40-17:40	土日	40	Ａ２６－１７５ネット申込	スタークラブ	070-8400-2787
神奈川県 横浜市	マリンハイツ１号館	1月30日・1月31日	09:00-17:10	土日	49	Ａ２６－１７６ネット申込	本牧無線	045-624-2911
栃木県 宇都宮市	パルティとちぎ男女共同参画センター	3月27日・3月28日	09:10-17:00	土日	60	Ａ２６－１７４ネット申込	宇都宮スキルアップ無線クラブ	090-2156-9975

JARD

https://www.jard.or.jp/yoseikatei/course/schedule/ykantou.html

「集合講習」開講周知例③

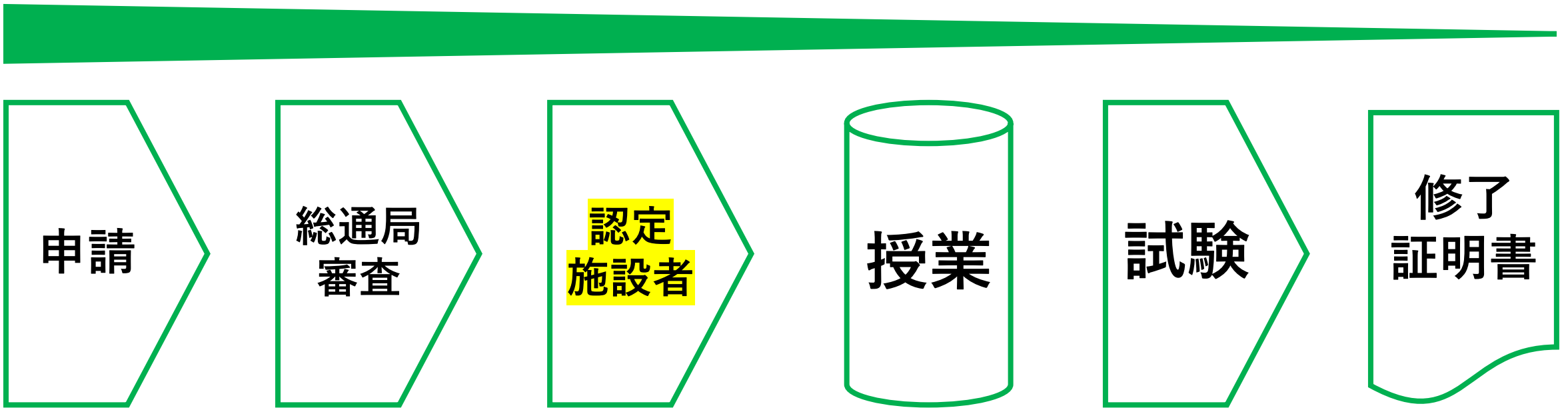
【講習会番号】A26-121
・開催地・講習会場：東京都豊島区・JARDハム教室
・期間：11月17日(火)、18日(水)　←平日連続２日

【講習会番号】A26-122
・開催地・講習会場：東京都豊島区・JARDハム教室
・期間：11月22日(日)、29日(日)　←隔週日曜日２日

【講習会番号】A26-175
・開催地・講習会場：埼玉県狭山市・狭山市市民会館
・期間：12月26日(土)、27日(日)　←土日連続２日

JARD

「集合講習」開講手順概要



「講習会番号ごと」に都度申請
（開催地の所管総合通信局へ）

都度認定
↓
募　集

4ｱﾏ標準　2日間
法　　規　6時間
無線工学　4時間
（授業時間数は法定）

授業終了後
↓
合否発表：後日

・受講生へ郵送
・総通局へ報告

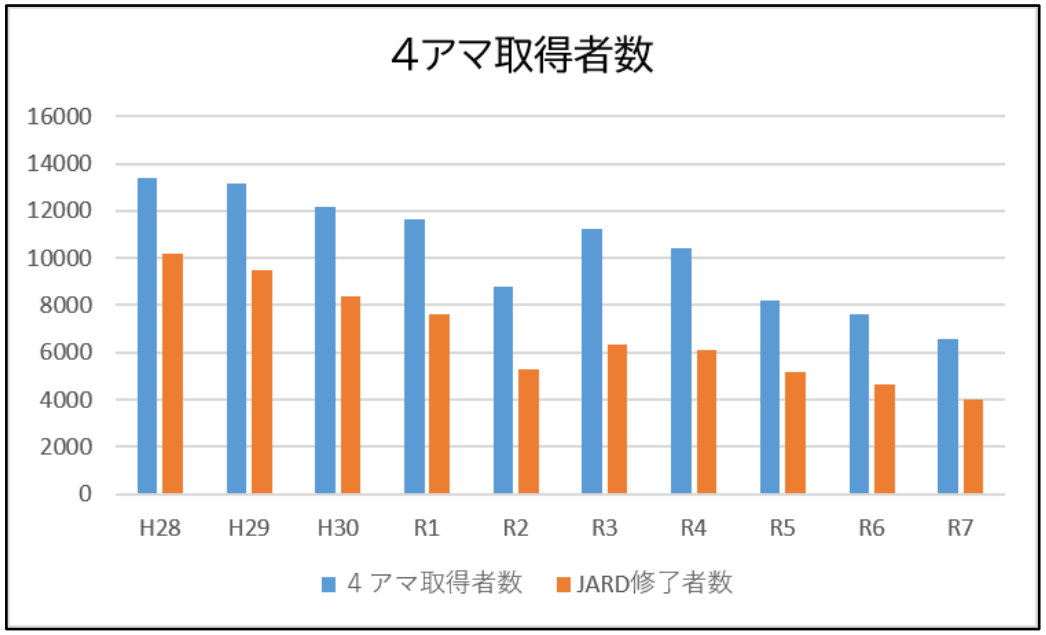
JARD

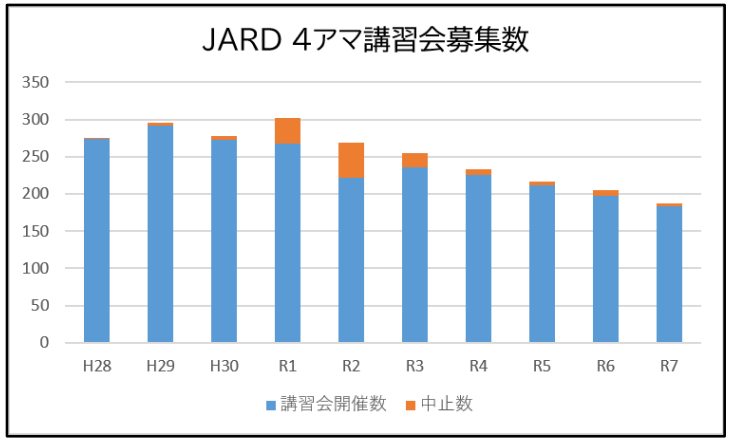
10年間の取得者数推移（現状）

（参考）無線従事者の資格ごとの取得者数※の推移

	資格名	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
	総　　計	83513	81267	82313	79680	66292	80640	78564	68808	69303	68646
アマチュア	第一級アマチュア無線技士	783	525	643	510	288	405	367	263	316	249
	第二級アマチュア無線技士	1104	908	868	846	931	1175	1079	981	843	737
	第三級アマチュア無線技士	6079	5703	5425	5390	4792	5836	5825	4478	4289	3862
	第四級アマチュア無線技士	13041	13141	12185	11651	8754	11237	10434	8211	7639	6585
	小　　計	21007	20277	19121	18397	14765	18653	17705	13933	13087	11433

（第１回　資料1-3　抜粋及び加工）





JARD

10年間の取得者数推移(考察)

前頁(現状)の傾向からの考察

✓ 4アマ取得者数は、10年間で5割減(JARDは6割減)

(JARD 4アマ講習会募集数・開催数は、10年間で3割減)

○ 取得者数の激減理由は？ →JARDとしては不明

(いろいろな方がいろいろな持論を唱えてはいるが、決定打なし)

○ 何をやってきたのか？ →業界を挙げての統一対策なし

(いろいろな方がその方の持論に基づきいろいろと実行しているが、大きな成果が見えず、継続性や集約もなし)

○ これから何をやるのか？ →業界を挙げての具体的な計画なし

(強力な取りまとめ(集約)役が定まらないため、継続かつ統一的な計画の策定は、現実的には困難)

JARD

課題・要望

①　アマチュア無線技士の養成課程の内容（教科書）

✓　授業内容の見直し【告示】

課題：標準教科書の内容（項目）が古い
（と言われているが、養成機関側で勝手に改変不可）

要望　・現状見直し
→関係告示（P11）の抜本的見直し ≒授業時間の見直しに直結
（例：総務省と養成機関・学識経験者等で構成する検討会等の開催）

・総務省からの支援
→アマチュアを含む受講生の少ない養成課程の標準教科書の作成（更新を含む）
（現状：教科書の草稿・印刷・頒布まで、養成機関側ですべて負担）

「無線従事者規則第二十一条第一項第六号の規定に基づく養成課程の実施要領」郵政省告示第553号(H5.10.29)

https://www.tele.soumu.go.jp/horei/law_honbun/72369000.html

【別表第一号　無線工学「1　基本的事項(全資格共通)」】一部抜粋及び加工

授業科目及び内容の分類					養成課程別の授業の要否及び程度													
授業科目	授業内容				三海通	四海通	一海特	二海特	三海特	レーダー	航空通	航空特	一陸特	二陸特	三陸特	二アマ	三アマ	四アマ
		授業内容の要旨	授業内容の詳細	授業内容の区分														
無線工学の基礎	電波の性質	周波数、波長、伝搬速度、電波の発生及び分類		基礎	C	B	C	C	C	C	B	C	B	C	C	B	B	B
	電気磁気	電界及び磁界の基本法則		基礎	C	B	C	C			C	C	C	C		B		
	電気回路	電圧、電流、電力、回路素子及びフィルタ	直流及び交流の電圧、電流、電力、抵抗、コイル、コンデンサ、導体及び絶縁体並びにフィルタの構造及び電気的特性	基礎	C	B	C	C		C	C	C	C	C		B	C	C
	半導体及び電子管	半導体素子及び集積回路並びに電子管	ダイオード、トランジスタ及び集積回路並びにマイクロ波用電力増幅半導体素子及び電子管	基礎	C	A	C	C		C	C	C	C	C		A	B	C
	電子回路	増幅及び発振回路	増幅方式、PLL発振回路、自励発振回路及び水晶発振回路	基礎	C	A	C	C		C	B	C	B	C		A	B	C
		アナログ方式変調及び復調回路	DSB、SSB、FM及びPM	基礎	B	A	B	B			A	B	C	C		A	B	C
		デジタル方式変調及び復調回路	ASK、FSK(MSK及びGMSKを含む。)、PSK及びQAM	基礎	C	B	C	C			C	C	A	B		B	C	C

【A：重点的　　B：普通　　C：簡単】

JARD

課題・要望

②　アマチュア無線技士の養成課程の内容（開催頻度）

✓　集合講習における時間割の柔軟化【省令】

課題：ひとつ（都度申請）の養成課程では「日程固定･場所固定の１回限り」
（受講したい方々の機会損失を招いている可能性あり）

要望：一定の期間内に同じ講義を複数回設定し、受講生の選択の自由度を確保
→関係省令（無線従事者規則）等における講習申請単位等の見直し
（例：総務省と養成機関･学識経験者等で構成する検討会等の開催）

課題・要望

③　アマチュア無線技士の養成課程の内容（養成機関）

✓　都度申請ではなく、恒久的な養成機関としての位置づけの付与【法】

課題：都度申請は、申請者（認定施設者）にとっても総合通信局にとっても
双方ともメリットなし

要望：恒久的な養成機関の登録

→現状：養成課程の「実施前（事前）」に講習会毎一つひとつを申請し、その都度「認定施設者」に認定され、講習会実施後にその都度総合通信局へ報告

→例：登録証明機関のように、恒久的な養成機関として登録されることにより、講習会毎に「事前申請」なしで「事後報告」のみ

課題・要望

④　アマチュア無線技士の資格取得促進（人材育成）・魅力向上

✓　電波利用料の使途追加「ワイヤレス人材育成」【法】

課題：民間努力の限界
（ワイヤレス人材育成に対するこれまでの総務省の取組み(P15, 16)による具体的な成果が見えない）

要望：電波利用料財源の活用
→過去にも要望あり(P15)
→例・無線従事者資格取得希望者に対する学習時や試験時の援助(P17)
・「電波教室」等の開催団体に対する援助(P18)

【参考】電波法第103条の2第4項において「電波利用料」は「電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用」と定義されているが、そもそも「無線局」とは同法第2条において「無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。」と定義されており、無線設備というハードだけではなく、「ヒト」も含まれている点に着目。

各種提言抜粋例①

令和４年８月

ワイヤレス人材育成のためのアマチュア無線の活用に関する提言

本アドバイザリーボードは、ワイヤレス人材育成にアマチュア無線の活用が有用であることを改めて確認し、総務省及びアマチュア無線界に対して幅広い観点から、ワイヤレス人材育成のためのアマチュア無線の活用について、次のとおり提言を行うこととした。今後、総務省及びアマチュア無線界において本提言書の内容を参考としてその可否も含めて具体的な検討を行っていただき、アマチュア無線を活用したワイヤレス人材育成の環境の整備に資することを期待し、また、今回の提言がワイヤレス人材の裾野を広げることに繋がることに強く期待している。

https://www.soumu.go.jp/main_content/000828800.pdf

デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会 報告書
2024 年 8 月

（2）人材育成・確保

① 背景

各産業のデジタル化の進展に伴い、ワイヤレスニーズはますます高まると予想される中で、ワイヤレスを活用するための ICT 人材は、都市部や通信事業者、メーカー等の一部の企業に偏在していると指摘され、諸外国と比較して、我が国のユーザー企業における ICT 人材は不足している。

また、海外製の無線設備の導入が進み、開発や保守ができる人材が海外へ流出するなど、我が国のワイヤレス関連の企業や大学の組織弱体化が懸念される。

防災無線などの公共用業務無線システムのサプライチェーンの確保や、国際短波放送の海外への情報発信の基盤の保守などの、従来の無線システムの技術・運用・組織の維持が課題。

ワイヤレスに関して必要な組織や人材を育成・確保するため、どのような方策が考えられるかが論点となっている。

② 主な意見

＜事業者等からの主な意見＞

- ワイヤレス人材の持続的確保と能力向上が益々求められることから、「ワイヤレス人材開発」を電波利用料の使途に追加することを提案する。

③ 考え方

ワイヤレスシステムの社会インフラとしての重要性の高まりを踏まえれば、ワイヤレスに関して必要な組織や人材の確保は、経済安全保障の観点からも重要である。このため、ワイヤレスに関する組織や人材を確保できる我が国独自のエコシステムが必要である。

総務省においては、電波の能率的な利用を図るために無線従事者制度を設け、原則として一定の資格を有する者のみが無線設備を操作できることとしているところであるが、当該制度を活用するなどにより、ワイヤレスと ICT の双方を理解した人材の育成に取り組んでいくことが必要である。

https://www.soumu.go.jp/main_content/000964330.pdf

JARD

各種提言抜粋例②

デジタル変革時代の電波政策懇談会　報告書
令和3年8月

（ウ） 考え方

令和2年（2020 年）12 月、無線従事者規則を改正し、無線従事者がネットワークやセキュリティなどの新たな知識・技術を得ることに努めるための努力義務規定の追加を行ったところ、更なる人材育成に資するため、今後は、本規定に係る講習などについて、総務省としても積極的に関与していく必要がある。

ワイヤレスIoTの利活用者を数多く育成するため、より柔軟な対応が可能な民間主導の育成の仕組みが重要であり、引き続き総務省は、こうした民間検定試験に対する後援を通じ、民間の取組を支援していく必要がある。

我が国におけるワイヤレス人材を含む ICT 人材の偏在などによるユーザー企業における ICT 人材の不足へ対応するとともに、特にデジタル変革の基盤となるローカル5Gなどの通信システムを徹底的に使いこなすためには、ユーザー企業や地域において一定程度の内製化も必要であることから、長期的な人材育成に加えて、利用者側における人材確保のための短期的な取組についてユーザー企業や関係事業者などとともに早急に検討を進めていくことが必要である。

https://www.soumu.go.jp/main_content/000766569.pdf

情報通信審議会　情報通信技術分科会　電波有効利用委員会（第1回）

資料1－3　最近の電波利用の動向について

最近の電波利用の動向について
令和７年３月31日
事　　務　　局

標準化・知財人材育成等の取組

53

- Beyond 5G時代における**国際標準化・知財活動を戦略的に推進**していくためには、組織・企業の「経営戦略」が重要との理念のもと、産学官が連携協力して**「Beyond 5G新経営戦略センター」**を立ち上げ。
- **標準化・知財戦略等をリードする人材育成**、産業連携の推進、意識啓発・情報発信に係る活動を展開。

主な人材育成施策

○リーダーズフォーラム

・ 次世代の企業・組織の経営や中核を担う若手人材を対象に、ワークショップなどの組織の枠を超えた人材研修活動を実施。

・ Beyond 5G時代の日本の企業の「あるべき姿」や新たな経営戦略のビジョン等について、企業や組織の枠を超えて、従来の制度や考え方等にとらわれない自由かつ大胆な発想で議論し、提言をとりまとめている。



（ワークショップの様子）

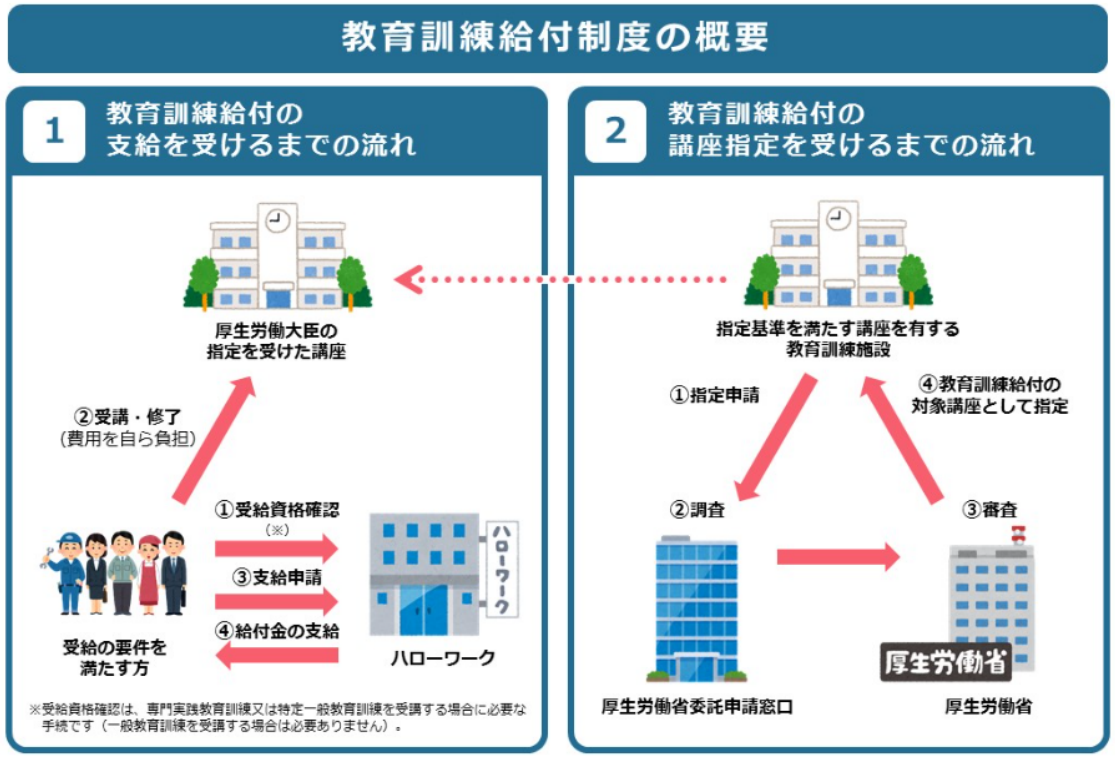
https://www.soumu.go.jp/main_content/001001891.pdf

JARD

金銭的援助例

教育訓練給付金とは

教育訓練給付金とは、働く方々の主体的な能力開発やキャリア形成を支援し、雇用の安定と就職の促進を図ることを目的として、厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した際に、教育訓練経費の一部が支給されるものです。



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

（抜粋）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

JARD

「電波教室」例



https://www.cleandenpa.net/

電波適正利用推進員協議会

現状では
「リテラシーの向上」
で実施

電波法 第103条の２（電波利用料の徴収等）

（略）

４　この条及び次条において「電波利用料」とは、次に掲げる電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用（同条及び第百三条の四第一項において「電波利用共益費用」という。）の財源に充てるために免許人等、第十二項の特定免許等不要局を開設した者又は第十三項の表示者が納付すべき金銭をいう。

（略）

十二　**電波の能率的な利用を確保**し、又は電波の人体等への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護に関する**リテラシーの向上のための活動に対する必要な援助**

JARD

課題・要望

④　その他

✓　免許交付関連【システム運用】

課題：無線従事者免許申請時の
「電子申請(e-Gov)」が使いにくい
（PC画面だけの手続きで完結せず書類の郵送が必須）

要望：書類の郵送の省略
→PDFファイル等で代用
→免許証返送料込みの申請手数料

【重要】郵送が必要な書類等について

● 無線従事者免許申請には、**別途原本の郵送が必要な書類**がありますので、電子申請の提出が完了しましたら、以下の「別途郵送が必要となる資料」を提出先の総合通信局まで郵送（封筒裏に住所・氏名、封筒表に e-Gov 電子申請提出時に発行される到達番号を記載）をお願いいたします。

電子申請で提出する書類等	各書類の詳細・備考
申請書	e-Gov電子申請上で入力・提出。
顔写真	画像ファイルを添付・提出。 280（横）×350（縦）ピクセルを目安にご用意ください。（JPEG形式・最大10MBまで）
自筆署名※1	画像ファイルを添付・提出。 530（横）×120（縦）ピクセルを目安にご用意ください。（JPEG形式・最大10MBまで）

※1　各級無線通信士、第一級海上特殊無線技士のみ

別途郵送が必要となる書類等	各書類の詳細・備考
返信用封筒※2	返信先（住所、氏名等）及びe-Gov電子申請提出時に発行される到達番号を記載し、切手を貼付。
氏名及び生年月日を証する書類※3、4	例：住民票の写し、戸籍抄本、印鑑登録証明書、住民票記載事項証明書（いずれもコピー不可）
各種証明書 （該当する方のみ）	・養成課程修了証明書（養成課程修了者のみ） ・業務経歴証明書、認定講習修了証明書（認定講習修了者のみ） ・科目履修証明書（成績証明書）、卒業証明書（科目確認校の卒業者のみ）、履修内容証明書（科目確認を受けていない学校を卒業した場合のみ）

※2　無線従事者免許証の郵送を希望しない場合は提出不要です。郵送を希望しない場合、提出先の総合通信局まで受け取りに来ていただく必要がありますので、その旨を申請先の総合通信局まで御連絡をお願いいたします。
※3　書類は返却できません。返却されなくても支障のない書類の送付をお願いいたします。住民票の写し、住民票記載事項証明書を提出する際は「個人番号」が印字されていないものをご準備ください。また、自治体から交付されたものが「住民票の写し」です。コピーすることなく原本をお送りください。
※4　住民票コード、無線従事者免許証、電気通信主任技術者資格者証、工事担任者資格者証の番号のいずれか１つを申請書の所定欄に記載した場合は、「氏名及び生年月日を証する書類」の提出を省略することができます。ただし、番号を記載していただいても、氏名、生年月日が確認できない場合には、書類の提出をお願いする場合もあります。

https://shinsei.e-gov.go.jp/recept/procedure/lists/procedureInformation

課題・要望

④　その他

✓　養成課程認定基準【省令】

課題：学校や先生は養成課程を事業としないので、養成課程の主体になれない

無線従事者規則　第21条（認定の基準）
　法第四十一条第二項第二号の総務省令で定める認定の基準は、次のとおりとする。
　一　次のいずれかに該当する者で、総合通信局長がその養成課程を確実に実施することのできるものと認めるものが実施するものであること。
　　イ　当該養成課程に係る資格の無線従事者の養成を業務とする者
　　ロ　その業務のために当該養成課程に係る資格の無線従事者の養成を必要とする者

要望：学校の先生が養成課程を実施（養成機関との連携を含む。）できるように規制を緩和してもらいたい。